

岐阜県公報

号外(一) 平成二十五年 四月二十三日

目次

公 示

岐阜県防災情報通信システム整備工事に関する一般競争入札公告

(防 災 課) 一

公 示

岐阜県防災情報通信システム整備工事に関する一般競争入札公告

岐阜県防災情報通信システム整備工事について、事後審査型一般競争入札を行うので、岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第二百一十号）第四条の規定により公告する。

平成二十五年四月二十三日

岐阜県民事 古 田 肇

1 一般競争入札に付する工事

- (1) 工 事 名 仕様書番号 防第1号
岐阜県防災情報通信システム整備工事
- (2) 工事場所 岐阜市数田南2丁目1番1号 岐阜県庁 外181箇所
- (3) 工事概要 岐阜県防災情報通信システム（衛星系通信及び地上系通信）の更新
- (4) 工 期 契約の日から平成27年9月30日まで
- (5) 予定価格 6,940,454,377円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (6) 低入札調査基準価格 有（失格判断基準 有）
- (7) 最低制限価格 無
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出すること（以下「紙入札方式」という。）ができる。

<p>2 入札参加者の資格に関する事項</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていること。</p> <p>(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項及び第2項の規定による民事再生手続開始の申立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。</p> <p>(5) 岐阜県から、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日（以下「申請期限日」という。）から当該工事の開札の日までの期間内に受けていないこと。</p> <p>(6) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、当該工事の開札の日までに受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。</p> <p>(7) 岐阜県が発注した工事のうち、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合において、当該工種に係る工事成績評定の平均が65点以上であること。</p> <p>(8) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>ア 本工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者である。</p> <p> ビーム計画設計株式会社</p> <p>イ 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは、次の(ア)又は(イ)に該当する者である。</p> <p>(ア) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者</p> <p>(イ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねて</p>	<p>いる場合における当該建設業者</p> <p>(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。</p> <p>ア 資本関係</p> <p> 次の(ア)又は(イ)に該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。</p> <p>(ア) 親会社と子会社の関係にある場合</p> <p>(イ) 親会社を同じくする子会社同士の間にある場合</p> <p>イ 人的関係</p> <p> 次の(ア)又は(イ)に該当する場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合</p> <p>(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合</p> <p> その他上記ア、イと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p> <p>(10) 建設業法に規定する許可業種のうち、電気通信工事業（特定・一般）の許可を受けて5年以上営業をしていること若しくは同等の実績があること。</p> <p>(11) 業種及び客観点数</p> <p> 建設業法に規定する電気通信工事に係る岐阜県建設工事請負業者等入札参加資格審査の本工事の公告日における客観点数が、1,000点以上であること。</p> <p>(12) 施工実績に関する条件</p> <p> 平成10年度以降申請期限日までに、元請けとして完成及び引渡しが完了した3,475百万円以上（本工事で価格の5割以上）の都道府県防災行政無線のシステム整備工事における通信設備機器の設計、製造及び設置工事の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）</p> <p>(13) 配置技術者に関する条件</p> <p> 本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、次の基準を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現</p>
---	--

場施工に着手する時点（平成25年11月14日）には専任で配置できる者であること。
ア 建設業法に規定する電気通信工事に係る監理技術者又は主任技術者となりうる資格を有する者であること。

イ 平成10年度以降、申請期限日までに、元請け人として完成及び引渡しが完了した国又は地方公共団体の防災行政無線のシステム整備工事における通信設備機器の設計、製造及び設置工事の全部又は一部において監理（又は主任）技術者若しくは現場代理人として従事した実績を有する者であること（共同企業体の構成員として監理（又は主任）技術者若しくは現場代理人として従事した実績は、出資比率20%以上のものに限る。）。

ウ 監理技術者にあつては、電気通信工事業の監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を受講した者であること（元請工事における下請金額合計が3千万円以上の場合のみ）。

エ 他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは、入札してはならず、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。申請書を電子入札システムで提出した場合であっても、取下げの申請は書面により行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、資格停止措置要領に基づき資格停止を行うことがある。

(14) 本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、本件の申請期限日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があつた場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にある者とみなす。

3 工事担当課

岐阜県防災課防災通信係

〒500 8570 岐阜市数田南2丁目1番1号

電話番号 058 272 1124

4 入札説明書及び設計図書等（発注図を除く。）の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

平成25年4月23日（火）から平成25年5月7日（火）までの毎日（電子入札シス

テム運用時間に限る。）

(2) 交付方法
電子入札システム上に掲載した入札説明書等をダウンロードすることにより交付する。

(3) その他
電子入札システムによる交付が受けられない者は、次により閲覧することができ

ア 閲覧期間

平成25年4月23日（火）から平成25年5月7日（火）までの毎日（県の機関の

休日を除く。）午前9時から午後4時まで

イ 閲覧場所

3に同じ。

ウ 事前に3まで電話で予約の上、1回当たり2時間までの閲覧を可能とする。また、同一の者による閲覧は、1日当たり原則として1回までとする。

予約受付期間は4の(3)アに同じ。

5 発注図の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

平成25年4月23日（火）から平成25年5月7日（火）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時から午後4時まで

(2) 交付方法

C D Rによる交付及び閲覧

ア 交付場所

3に同じ。

イ 閲覧

閲覧については、4の(3)ア、イ、ウに同じ。

ウ 事前に3まで電話で予約すること。

予約受付期間は5の(1)に同じ。

なお、閲覧については、1回当たり2時間まで可能とし、同一の者による閲覧は、1日当たり原則として1回までとする。

(3) その他

発注図については、電子入札システムによる交付は行わない。

<p>6 入札参加資格確認の申請</p> <p>この一般競争入札に参加を希望する者は、申請書を電子入札システムを用いて提出し、入札参加資格の確認を受けること。ただし、紙入札方式の場合は、持参を認める。(郵送又は電送によるものは、受け付けない。)</p> <p>なお、入札参加資格は、開札後に実施する入札参加資格の詳細な確認をもって確定するものとする。</p> <p>(1) 電子入札システムによる提出期間 平成25年 4月24日 (水) から平成25年 5月7日 (火) までの毎日 (電子入札システム運用時間に限る。)。ただし、平成25年 5月7日 (火) にあつては、午後4時まで</p> <p>(2) 持参の場合の提出期間 平成25年 4月24日 (水) から平成25年 5月7日 (火) までの毎日 (県の機関の休日を除く。) 午前9時から午後4時まで</p> <p>(3) 持参の場合の提出場所 3に同じ。</p> <p>7 入札手続等</p> <p>入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式によることができる。</p> <p>(1) 入札執行の日時 平成25年 6月13日 (木) 午前10時</p> <p>(2) 入札執行の場所 〒500 8570 岐阜市数田南2丁目1番1号 岐阜県庁 4階 本部連絡員室</p> <p>(3) 電子入札システムによる入札の締切日時 平成25年 6月12日 (水) 午後4時まで</p> <p>(4) 紙入札方式の場合の入札方法は、持参若しくは郵送とする。 なお、郵送による入札を希望する者は、書留郵便等確実に郵送先に送付すること。 この場合は、工事費内訳書を同時に郵送すること。</p> <p>ア 郵送先 3に同じ イ 郵送期限 平成25年 6月12日 (水) 午後4時 (必着) ウ その他注意 表面に「入札書在中」と朱書きで記載すること。</p>	<p>(5) 見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。</p> <p>(6) 開札は、入札の終了後直ちに入札者又はその代理人 (以下「入札者等」という。) の立ち会いの上行う。この場合において、入札者等が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員が立ち会う。ただし、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であつて、収支等命令が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員の立ち会いを行わないことがある。</p> <p>(7) 低入札調査基準価格 (以下「基準価格」という。) を設けた場合で、入札者が基準価格を下回った場合は、入札保留とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見聴取等の調査を行い、落札候補者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工期延長は行われない。</p> <p>なお、基準価格を下回った価格をもって契約をした場合は、主任技術者又は監理技術者とは別に、入札参加資格を満たす技術者を、専任で1名現場 (工場製作の過程を含む) 工事では、工場製作期間を含む。) に配置すること。</p> <p>(8) 開札後の入札参加資格の確認 開札の結果、落札候補者となった者は、詳細な入札参加資格の確認を行うので、入札参加資格確認資料 (以下「資料」という。) を工事担当課へ提出すること。</p> <p>(9) 資料は、次により作成すること。 ア 同種の工事の施工実績及び配置予定の技術者の同種の工事の施工実績については、平成10年度以降申請期限日までに、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。 イ 営業年数 建設業法に規定する許可業種のうち、電気通信工事業の許可を受けて5年以上営業をしていること若しくは同等の実績があることの証明書類。 ウ その他 エ 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とする。 オ 提出された申請書及び資料を、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。 カ 提出された申請書及び資料は、返却しない。 キ 申請期限日以降に、原則として、申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。</p>
---	--

めない。
 (ア) 資料提出等に関する問い合わせは、工事担当課に照会すること。

(10) 落札者の決定方法

ア 岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。（以下「規則」という。）第111条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格の者を原則として落札者とする。ただし、基準価格を設定した場合で全ての入札者が基準価格以上であった場合は、最低価格の者を落札者とする。
 なお、入札保留があった場合は、後日落札者を決定する。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。
 なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 なお、見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。

エ 予定価格を事前に公表したものであっては、再度入札を行わない。
 オ 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き替え又は撤回することはできない。

カ その他入札執行については、地方自治法、同法施行令及び規則に定めるところによる。

(11) 積算内訳書の提出

ア 入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書について電子入札システムにより提出すること。
 イ 積算内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。
 ウ 積算内訳書が以下の各号のいずれかに該当する者の入札書については、規則第130条により無効とすることがある。

(ア) 内訳書の合計金額と入札額が一致していないもの

(イ) 記載すべき項目を漏らしていないもの

(ウ) 一括値引きがあるもの

(エ) 端数処理されているもの

(オ) その他不備があるもの

イ 積算内訳書は、返却しない。

ウ 積算内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

カ 紙入札方式の場合は、入札書とともに持参若しくは郵送とする。
 なお、郵送の場合は、7(4)に同じ。

(12) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付。ただし、契約保証金に代わる担保としての国債等（規則第113条）又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(13) 入札の無効に関する事項

ア 本公告に示した参加資格のない者の入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(ア) 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。

(イ) 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。

(ウ) 入札保証金を納付しなければならない入札であって、その全部又は一部が納付されていないとき。

(エ) 入札に関し談合等の不正行為があったとき。

(オ) 入札書に記名押印がないとき。（電子入札システムによる場合は、電子認証書を取得していない者が入札したとき。）

(カ) 入札書の記載事項の確認ができないとき。

(キ) 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。

(ク) その他収支等命令者があらかじめ指定した事項に違反したとき。
 また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消

<p>す。</p> <p>イ 参加資格のあることを確認された者であっても、本公告において示した参加資格各項の資格を欠く者は、入札参加資格のない者とする。</p> <p>(14) 入札又は開札の中止及びこれによる損害に関する事項 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この場合における損害は、入札者の負担とする。</p> <p>(15) 落札の無効に関する事項 落札者が、落札の通知を受けた日から、原則として1週間以内に仮契約を締結しないときは、その落札は無効とする。</p> <p>(16) 苦情申立て 一般競争入札の参加資格確認の結果、当該参加資格を認められなかったことに対して不服がある者は、工事担当課に対して苦情申立てを行うことができる。</p> <p>(17) 契約の時期 落札後速やかに仮契約を行い、岐阜県議会の議決後に本契約を締結する。</p> <p>(18) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(19) 該合その他不正行為があった場合の違約金 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）又は刑法（明治40年法律第46号）第96条の6及び同法第198条に規定する違反行為が認められた場合は、違約金として請負金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 該合情報があった場合は、該合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。</p> <p>(2) 該合情報どおりの開札結果となった場合は、該合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。</p> <p>なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。</p> <p>(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づき参加資格の停止となる。</p> <p>(4) 予定価格を超える金額で入札書を提出した場合、不誠実な行為として入札参加資格停止の措置を行うことがある。</p>	<p>(5) 落札者が、当該工事の本契約締結の日までに、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止措置を受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 落札者が、当該工事の本契約締結の日までに、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要領に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>また、契約後に同要領に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除する。</p> <p>(7) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を対象工事の現場に配置すること。ただし、何らかの理由により、平成25年11月14日までに、資料に記載した配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、入札参加資格を満たす他の技術者を配置すること。</p> <p>なお、平成25年11月14日までに、入札参加資格を満たす他の技術者を配置できない場合は、契約を解除する。この場合、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づき参加資格の停止となる。</p> <p>(8) 電子入札システムは、県の機関の休日を除く、月曜日及び金曜日の午前8時から午後6時まで、火曜日から木曜日までの午前8時から午後12時まで稼働している。また、稼働時間を変更する場合は、岐阜県電子入札案内ページ（URL http://www.cals.pref.gifu.jp/）で公開する。</p> <p>(9) システム操作上の手引書としては、「岐阜県電子入札システム操作マニュアル（受注者版）」を参考とすること。同マニュアルは、岐阜県電子入札案内ページで公開している。</p> <p>(10) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は岐阜県電子入札システムヘルプデスクとし、方法及び受付時間は岐阜県電子入札案内ページ内の「お問合せ」による。</p> <p>ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、工事担当課へ連絡すること。</p> <p>(11) 入札参加業者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認すること。</p> <p>(12) 電子入札システムを使用して提出された入札、申請書及び資料等は、県の使用に係る電子入札システムに用いる電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた</p>
---	--

時に県に到達したものとみなす。

(13) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature of the services to be procured:
Construction work on the Gifu Prefecture disaster information communication system

(2) Contact fulfillment period:
From the date of the contract through 30 September 2015

(3) Date and time for the distribution of the tender documentation:

i) Online: From 23 April 2013 through 7 May 2013

ii) Paper-based: Every day from 9:00 a.m. to 4:00 p.m. from 23 April 2013 through 7 May 2013 (excluding weekends and national holidays)

(4) Period for the submission of bidding registration forms and relevant documents:

i) Online submissions: From 24 April 2013 through 7 May 2013

ii) Paper-based submissions: Every day from 9:00 a.m. to 4:00 p.m. from 24 April 2013 through 7 May 2013 (excluding weekends and national holidays)

Submissions by mail or facsimile will not be accepted.

(5) Date, time and place for the opening of bids and tenders:

i) Online submissions: The opening of bids and tenders will begin promptly at 10:00 a.m. on 13 June 2013.

(Tenders must be submitted by 4:00 p.m., 12 June 2013.)

ii) Paper-based submissions: The meeting for the opening of bids and tenders will begin promptly at 10:00 a.m. on 13 June 2013 at the Headquarters Contact Personnel Room (4F of the Gifu Prefectural Government Office building).

(Tenders submitted by mail must be received by 4:00 p.m., 12 June 2013.)

(6) For further information, please contact:
Disaster Prevention Division, Gifu Prefectural Government

2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570
Tel: 058-272-1124

平成二十五年四月二十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社